

コニカミノルタKM会規約

名 称	
第1条	この会は、コニカミノルタKM会（以下本会という）という。
目 的	
第2条	本会は、コニカミノルタ株式会社（以下会社という）と取引関係のある企業および個人事業主との緊密化を図る一助として会社の株式（以下株式という）の保有を奨励しその実行を容易ならしめる事を、目的とする。
資 格	
第3条	本会の会員は、会社と取引関係にある企業および個人事業主に限る。
入会・退会	
第4条	<p>①前条の入会資格を有する企業および個人事業主は、理事長に申請し、その承諾を得て本会に入会することができる。</p> <p>②会員は、理事長に申請することにより、随時退会することができる。</p> <p>③会員は、前条の資格を喪失した場合には、退会するものとする。</p>
抛 出 金	
第5条	<p>①会員は、毎月一定口数の抛出金を抛出する。ただし、やむを得ない場合には理事長の承諾を得て抛出を休止する事ができる。</p> <p>②抛出を休止した会員は、休止事由が消滅した場合、理事長に申請し、その承諾を得て抛出を再開することができる。</p> <p>③抛出金は、1口1,000円とし、10口以上990口を限度とする。</p> <p>④抛出口数の変更を希望する会員は、理事長に申請し、その承諾を得て新口数を抛出することができる。</p>
株式の取得	
第6条	<p>①本会は、会員の抛出金総額（以下株式取得資金という）から委託手数料等の必要経費を差し引いた金額をもって野村証券株式会社に委託し、別途定める期日に株式の買付を行う。</p> <p>②株式の買付は、市場から時価で行なう。株式取得資金のうち単元を購入する事が</p>
できない残余金は、翌月の株式取得資金に繰り入れる。	
③第1項により取得した株式にかかわる配当金は、その受領後遅滞なく株式取得資金に充当するものとする。	
理事長の受託	
第7条	<p>①会員は、第6条、第8条および第9条により取得した株式を管理の目的をもって理事長に信託し、理事長はこれを受託する。</p> <p>②前項の株式は、理事長名義とする。</p>
株式分割の取扱	
第8条	前条により理事長に信託された株式（以下「信託株式」という。）が株式分割によって増加した場合、その増加分の株式は、自動的に信託財産に帰属する。
株主割当による株式取得	
第9条	<p>①信託株式につき株主割当による有償増資が行われる場合には、会員の希望により割当基準日現在の登録された持分に応じて新株式の割当配分を受ける。会員は、払込金相当額の臨時抛出金を本会への出資として抛出する。理事長は、臨時抛出金の合計金額をもって新株式の払込金に充当し、新株式を取得する。</p> <p>②前項の新株式の会員に対する割当株数の算出にあたり、少数第4位以下は切り捨てるものとする。</p> <p>③払込金相当額は、円位未満を切り上げて円単位とし、その結果生ずる剰余金は、翌月の購入資金とみなして充当する。</p> <p>④新株式の割当配分を希望する会員は、所定の申請書に臨時抛出金を添えて、理事会が定める日までに本会に申し込む。</p> <p>⑤前項の理事会が定めた日までに申込をしない会員があった場合の当該会員に割り当てられた株式についての取扱および第2項により切り捨てられた端数の合計株数に相当する払込金についての取扱は理事会が決定する。</p>

持分およびその計算	
第 10 条	<p>①第 6 条第 1 項により取得した株式については、会員はその取得に要した株式取得資金（残金を含む）に応ずる持分を有するものとし、取得の都度その持分を会員別持分明細簿に登録する。</p> <p>②第 6 条第 3 項により取得した株式については、当該取得時の各会員の税引き配当金に応じた株式数を有するものとし、これを会員別持分明細簿に登録する。</p> <p>③第 9 条により増加した株式については、当該基準日における各会員の登録された持分に応ずる持分を有するものとし、これを会員別持分明細簿に登録する。</p> <p>④第 9 条第 1 項により取得した株式については、各会員の臨時拋出に応ずる持分を有するものとし、これを会員別持分明細簿に登録する。</p> <p>⑤第 1 項から第 4 項までに定める会員の持分計算は、小数点第 4 位以下を切り捨てるものとする。</p> <p>⑥前項により切捨てられた端数の株式については、翌月に取得する株式とみなして会員への持分計算に供するものとする。</p>
持分の譲渡、質入	
第 11 条	第 10 条に基づく、会員の登録された持分については、他に譲渡または質入することはできない。
会員別持分明細簿	
第 12 条	本会は、第 10 条による会員別持分明細簿の作成を第 23 条に規定する本会の事務を委託する証券会社（以下「事務委託証券会社」という。）に委託する。
持分の一部引出し	
第 13 条	<p>①会員は、その登録された持分から売買単位相当の持分を引き出すことができるものとする。</p> <p>②会員は、前項の持分の引出しに際し、事務委託証券会社に開設した会員名義の口座へ振替手続きを行うものとする。ただし、理事長が会員に特段の事由があると認めた場合に限り、当該売買単位相当の持分について本会を通じて売却し、その代金から株式売買手数料（消費税相当額を含む）を差し引いた金額の払い戻しを受けることができる。</p>
退会精算	
第 14 条	<p>①退会者は、別途定める退会日における持分および第 6 条 2 項の残金の払い戻しを受ける。</p> <p>②退会者は、前項の払い戻しに際し、売買単位相当の持分については、退会者が事務委託証券会社に開設した会員名義の口座に振替えることにより払戻しを受ける。売買単位相当分に満たない持分については、本会を通じて時価で売却し、その代金から株式売買手数料（消費税等相当額を含む）を差し引いた金額の払戻しを受ける。</p> <p>③本会は、前項による売却を原則として退会申請を受けた翌月の月例買付日に行う。</p> <p>④退会日現在において権利確定後払戻しを受けていない配当金および株式がある場合、次の通り処理する。</p> <p>1) 配当金は、本会が受領した後遅滞なく現金にて払戻しする。</p> <p>2) 第 8 条により増加した株式は、本会が株式を取得した後遅滞なく、第 2 項の規定に準じて払戻しをする。</p> <p>⑤第 9 条により新株式の割当配分を受けた会員は、退会に先立って臨時拋出金を本会への出資として拋出する。この場合、本会は、新株式の取得後遅滞なく、第 4 項の規定に準じて払戻しをする。</p> <p>⑥退会者は、退会日現在における持分計算の際に生じた配分不能端数持分の払戻しを請求することはできない。</p>
信託株式の議決権	
第 15 条	<p>①信託株式に係る議決権は、受託者たる理事長がこれを行使する。ただし、会員は各持分に相当する株式の議決権の行使につき株主総会ごとに特別の指示を本会に与えることができる。</p> <p>②理事長は、株主総会招集通知の内容を会員に周知させる。</p>
申請の制限	
第 16 条	第 4 条の入会、第 5 条の拋出の休止、再開、変更および第 13 条、第 14 条により持分の売却を伴う場合において、会社と取引関係にあ

運営

第 29 条 本会の運営についての細目は、別に定める本
会運営細則による。

平成 16 年 7 月 制定

平成 19 年 7 月 改正

平成 20 年 7 月 改正

平成 21 年 7 月 改正

平成 23 年 7 月 改正

平成 24 年 7 月 改正

平成 25 年 7 月 改正

平成 28 年 7 月 改正

平成 30 年 7 月 改正

ユニカミノルタKM会細則

目的		拠出金の変更	
第1条	この細則は、ユニカミノルタKM会規約（以下「規約」という）第29条に基づき本会の運営の細則および事務手続について定める。	第6条	①規約第5条に定める拠出金の変更は拠出金口数変更申請書を理事長に提出して行なうものとする。 ②口数変更申請は毎月5日までに提出し、翌月分より適用する。
入会・退会		株式の取得	
第2条	①規約第4条に定めるところにより入会しようとする者、または退会しようとする会員は、それぞれ所定のKM会入会届出書またはKM会退会届出書を理事長に提出する。 ②入会届は毎月5日までに提出し、翌月度より適用する。 ③退会届は毎月20日までに提出し、翌月第一営業日を退会日とする。	第7条	株式の取得は、第5条による拠出金の納入に基づき、東京株式市場から翌月第1営業日に行うものとする。株式の取得は、第5条による拠出金の納入に基づき、翌月1日に行うものとする。
届出		持分の一部引出し	
第3条	①入会届出書に捺印の代表者印を届出印とし諸届出には当該印鑑を使用する。 ②社名、代表者、住所、印鑑の変更は速やかに所定の変更届を提出する。	第8条	規約第13条第1項に定めるところにより株式の一部引出しを希望する会員は株式一部引出申請書に所定の事項を記載して理事長に提出する。
休止・再開		退会	
第4条	①規約第5条第1項に定めるやむを得ざる場合とは、災害その他これに準ずる場合をいう。 ②前項により休止をしようとする会員は、拠出休止申請書を理事長に提出する。 ③休止申請は毎月5日までに提出し、翌月分より適用する。 ④規約第5条における拠出金の納入が行われなかった会員については、当該納入に係る月についてのみ、休止を届け出たものとして取り扱うものとする。この場合における拠出休止申請書は、事務局が代理作成し、理事長に提出することとし、前項に定める提出期限の適用は除外する。	第9条	本会は、事務委託証券会社に退会申請者の口座開設がなされていない場合、原則として退会処理を行わず休止処理を行う。
拠出金の納入		通知	
第5条	拠出金の納入は、毎月14日（当日が銀行休業日はその翌営業日）にアプラス㈱が行う各会員の所定の預金口座からの引落とし、および毎月12日（当日が銀行休業日はその翌営業日）に三菱UFJファクター㈱が行う各会員の所定の預金口座からの引落としによるものとする。	第10条	規約第15条第2項、第20条第5項および第26条による通知は、郵送および電磁的方法によって行う。
		本会の事務局	
		第11条	本会の事務局は、ユニカミノルタ株式会社事務局内に置く。
		細則の変更	
		第12条	本細則の変更は、理事会で行なう。